（環境性能割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十四条の六　法第百七十二条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第百七十二条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第百七十一条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

（法第百七十七条の六第一項及び第二項の率）

第四十四条の七　法第百七十七条の六第一項及び第二項の政令で定める率は、百分の九十五とする。

（環境性能割の交付基準及び交付時期等）

第四十四条の八　道府県は、毎年度、法第百七十七条の六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し交付する場合には、当該額の二分の一の額を市町村道（同項に規定する市町村道をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積で按分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2　道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十一・七五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した環境性能割の収入額の百分の六十一・七五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した環境性能割の収入額と三月において収入すべき環境性能割の収入見込額との合算額の百分の六十一・七五に相当する額

3　前項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4　第二項に規定する各交付時期に各市町村に交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長で按分して得た額又は市町村道の面積で按分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。

第四十四条の九　法第百七十七条の六第二項に規定する指定市（以下この項及び第三項において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この項及び第三項において「指定道府県」という。）は、毎年度、同条第二項の規定により同項に規定する額を当該指定市に対し交付する場合には、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。

一　当該指定道府県が収入した環境性能割額の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等（法第百七十七条の六第二項に規定する一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長の割合を乗じて得た額

二　当該指定道府県が収入した環境性能割額の百分の三十三・二五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の割合を乗じて得た額

2　前項の割合を算定する場合において、当該割合に小数点三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3　前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が法第百七十七条の六第二項の規定により同項に規定する額を指定市に対し交付する場合について準用する。この場合において、前条第二項中「の百分の六十一・七五に相当する額」とあるのは、「を基礎として計算した次条第一項各号に掲げる金額の合算額」と読み替えるものとする。

第四十四条の十　前二条に定めるもののほか、環境性能割額の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（法第百七十七条の七第三項の種別割の税率に乗ずる割合）

第四十四条の十一　法第百七十七条の七第三項に規定する政令で定める割合は、十分の十から積雪により自動車を運行の用に供することができないと認められる期間の月数（当該月数が四を超える場合には、四）に十分の〇・七五を乗じて得た数を控除したものとする。

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

第二章第十節を同章第九節とする。

第四十五条の二の四の見出し中「第二百七十八条第六項」を「第二百七十八条第七項」に改め、同条中「第二百七十八条第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第二百七十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第二百七十八条第六項」を「第二百七十八条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第四十五条の二を次のように改める。

（道府県法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十五条の二の五　法第二百七十九条第一項又は第三項（同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第二百七十九条第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第二百七十八条第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第二章第十一節を同章第十節とする。

第四十八条の九の十七中「においては」を「には」に改め、同条を第四十八条の九の十八とする。

第四十八条の九の十六第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第四十八条の九の十四第二項」を「第四十八条の九の十五第二項」に、「においては」を「には」に改め、同条を第四十八条の九の十七とする。

第四十八条の九の十五第一項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「第四十八条の九の十五第二項」を「第四十八条の九の十六第二項」に改め、同条第六項及び第八項中「においては」を「には」に改め、同条第十項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十一項の表第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）に限る。）の項、第四項に規定する場合（第六項ただし書に規定する場合に限る。）の項及び第四項に規定する場合（第六項本文に規定する場合を除く。）の項中「にあつては」を「には」に改め、同条を第四十八条の九の十六とする。

第四十八条の九の十四第一項中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項中「第四十八条の九の十四第二項」を「第四十八条の九の十五第二項」に改め、同条第七項の表中「にあつては」を「には」に改め、同条を第四十八条の九の十五とする。

第四十八条の九の十三を第四十八条の九の十四とし、第四十八条の九の十二を第四十八条の九の十三とする。

第四十八条の九の十一中「第四十八条の九の九第三項」を「第四十八条の九の十第三項」に改め、同条を第四十八条の九の十二とする。